長野県における森林組合について

---大門森林組合の実態---

菅 原 聡

信州大学農学部 森林経理学教室

目 次

i	緒		言	356
I		長野	号県における森林組合の概況····································	357
	ş	1	森林組合の組織	357
	§	2	森林組合の事業	358
	§	3	森林所有についての分析	361
П		大門	地区の概況	363
	§.	1	自然的条件	363
	§	2	社会・経済的条件	364
	§	3	森林および林業の状態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	365
Ш		大門	¶森林組合の実態	367
		1	沿 革	367
	§	2	組 織	368
	§	3	事 業	
	O	4	組 合 員 3	
IV		森林	木組合発展のための提言	373
	§	1	経営規模の拡充 3	373
	§	2	執行体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	§	3	事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	375
	Ş	4	林業労働者の安定的確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	376
ì	結		膏	377
	要		約	377
	参	考文	文献および資料	378
į	Sτ	ımn	nary 3	379

緒 言

長野県の総面積136万haのうち102万haが、すなわち全県の約75%におよぶ面積が、森林として林業のための土地として提供されている。わが国は森林が国土面積の67%を占めているというように、一般に森林の多い国であるが、長野県はそのうちでも特に広大な森林を所有している県なのであり、北海道・岩手に次いでの森林面積を示している。

このような長野県の森林を所有形態の面から眺めてみると,民有林はその62%の面積を占めて63万 ha におよんでいる。しかしその資源の内容は貧弱であつて, 県内総蓄 積 の 36% (3,200万 m^3)にしか満たず, 1 ha当りの平均蓄積も $50m^3$ ときわめて少なく,県内国有林のそれの 3 分の1 にすぎない。もちろん国有林には木曽国有林のようなヒノキの高齢の天然生美林を持つ有名森林地があり,その他にも高齢過熟の天然林の面積も比較的多く,また人工造林地においてもその伐期は一般に長い。それに対し民有林は一般に交通の便の良い部落周辺部にあり,戦中・戦後に乱伐されたため,高齢の天然林がほとんどないことや,また人工林においても高齢のものが少ないうえに伐期も国有林に比べると短かいことなど,森林の状態やその取り扱いを異にしているのであるから,単に 1 ha当りの蓄積を比較するだけでは,良い悪いの判断をするわけにはゆかないかも知れないが,民有林の状態が一般に良くないことを判断する 1 つの資料にはなるであろう。

この長野県における民有林の状態を、より詳しく眺めると、人工用材林はその面積の27% (17万ha)を占めるにすぎないのであり、また針葉樹林が43%(27万ha)の面積を占めている有様であるから、広葉樹を主とした天然生林が多いと考えてよい。広葉樹天然生林は国土保安上重要な存在であるので、否定し去ることはできないが、経済的見地からすれば生産性も低く、したがつて林業収入も少ないので、低位の存在と考えざるを得ない。民有林にこのような生産性の低い天然生広葉樹林の多いのは、所有が一般に零細なため用材林施業を営み難いことや森林を農用林として利用していた場合が多いことなどに、そのおもな原因があると考えられる。一般に貧しい林家は天然放置のままの薪炭林から自家用薪炭を採取し、場合によつては、それを販売することによつて副収入を得て、低い生活を維持していたのである。

一般経済が高度の成長を遂げている今日、林家としてもそれに応じた所得をあげなければ 他産業との所得の格差がますます大きくなるし、また用材の異常なまでの需要増加に応じう るだけの生産を国民経済内の林業としてはあげなければならない。このような時にあたつ て、現在の森林の構成を人為的に変え、土地生産力を増加させ、要求される用材を生産する 努力を払うことは必要であろう。このような生産力を増大してゆく生産主体として、森林組 合に期待されるところはきわめて大きい。すなわち現在分離している育林生産主体と素材生 産主体とを結び合わせて、統一した方向に林業を導き、生産力を増大してゆく組織として は、森林組合以外に期待できるものがないからである。しかし現在の森林組合が果してこの ような期待に沿いうるかについては疑わしいものがある。

本報告は長野県の森林組合の現況を分析し、生産主体としての将来の森林組合のあり方についての知見を得ることを内容としており、まず第1章で長野県における森林組合の概況を示し、次に長野県下で最も優秀な森林組合である大門森林組合の 実態 を 明らかに するため

に、その存在地である長野県小県郡長門町大字大門地区の概況を第2章で説明し、第3章では1961年8月下旬から9月上旬にかけて行なつた大門森林組合の実態調査の結果をまとめ、最後に第4章で実態の考察に基づいて、これからの森林組合の進み方を示してみた。本報告の第3章の内容は、長野県林政協議会の依頼によつて1961年に私達が行なつた長野県森林組合実態調査結果に基づいており、すでに報告した「森林組合実態調査報告書」(1961年12月)を参考にしてまとめ直したものである。

本報告の原資料を得るにあたつて御協力をいただいた長野県林務部林政課の宮沢寿氏,原 佐喜男氏,大門森林組合の古川保津美氏,児玉文雄氏,それに実態調査にあたつての経費を 援助していただいた長野県林政協議会の各位に厚くお礼を申し上げるとともに,また終始御 助力をいただいた信州大学農学部の林博道氏,高橋祐吉氏に謝意を表わすものである。

Ⅰ 長野県における森林組合の概況

§ 1 森林組合の組織

1 組合数

1951年の森林法改正に伴つて、県下に 246 森林組合が設立されたが、それらは旧法時代の組合が行政指導によつてそのまま移行したものであつた。次いで新組合の設立指導が引き続いて行なわれ、1953年度末には 270 組合を数え、表面的には充実したかのようにみえたが、その内容をみると地区内森林面積が 1,000ha に満たない組合が102もあり、 基本的に経営困難な素因を持つていた。その後、組合活動の不振が 目につきはじめ、組合組織の強化が問題とされ、経営規模の拡大化が意識されるようになつてき、そのころの市町村合併に伴つて森林組合の合併も行なわれて経営規模を拡大してゆき、組合数も減少した。また1955年になつて適格な組合合併に対して奨励金を交付するなどして、積極的に合併を推進するような方策がとられたため、ますます組合数は減少した。長野県における組合数の推移の状態については、第1表に示してあるとおりであり、県林政課では将来の目標を 132 組合においている。これは行政区画である市町村の数と一致している。このような合併目標がとられたのは、財

			277	12,2171	(1C 40 1) 2	ANCAL WILL I'I	II DI 1/CDG			
年	度	1955	1956	1957	1958	1959	1960	1961	1962	将来
当初組	合 数	272	261	253	240	222	211	200	188	166
合併参加	組合数	. 17	10	22	26	15	15	18	36	47
新生組	合 数	6	3	9	9	4	6	6	14	15
解散組	合数		1		1		2			2
年度末組	1合数	261	253	240	222	211	200	188	166	132

第1表 長野県における森林組合合併状況

(資料:長野県林務部)

注:1955~1959年度においては、合併参加1組合当り4,250円の県単独補助金が、1960年度以降においては、新生1組合当り50,000円の国補助金、または25,000円の県単独補助金が交付された。なお、1960年度、1961年度はそれぞれ1組合、1962年度は2組合に対して県から、残りの5,5,12組合に対しては国から補助金が交付された。

務内容の相違や住民感情などによつて、市町村の区域を越えた合併が困難だからという理由 によつてなのであるが、今なお森林組合が行政的下部機構としての役割をも期待されている からでもあろう。

2 組合員所有森林面積

長野県においては森林組合員所有の森林面積の占める割合がきわめて高く,1960年3月31日現在で、地区内民有林面積の90%(地区内面積63万ha,組合員所有面積57万ha)におよんでいる。公有林のうち県有林は組合に加入していないので88%(地区内面積23万ha,組合員所有面積21万ha)であるが、私有林だけを考えると91%(地区内面積40万ha,組合員所有面積36万ha)になつている。組合員所有の森林面積がこのような高い割合を示すことからも、長野県の森林組合が地域組合の性格をかなり強く持つていることを推察できるのである。

一般に組合の適正規模を考える基礎因子として組合員所有森林面積があげられ、適正規模は約3,000ha であるといわれている。これに基づいて現在の組合の状態をみるならば、やはり小規模のものが多く、1960年3月31日現在長野県では、3,000ha 以上のものは34%の69組合にすぎないのであり、1,000ha~3,000ha のものは39%の85組合、1,000ha以下のものは27%の49組合もあつて、規模の零細性が否定できない事実として現われている。

3 森林所有者の組合加入率

森林所有者の森林組合への加入率は、長野県では1960年3月31日現在,80%(地区内森林者13万人,組合員10万人)もの高率を示している。

森林組合への加入者の多いことは、組合活動の有利な基盤を形成しているはずであるが、 現在のところ、必ずしも活潑な活動と結びついておらず、大部分の組合が旧森林組合から引 き継がれたままで構成されていることを示すにすぎないのである。

4 組合役員

1960年3月31日現在, 県下203組合で常勤理事114名, 非常勤理事2,103名, 計2,217名, 監事723名, 合計2,940名と一見充実しているようにみえるが, 常勤の理事を持たない組合が全体の半数以上の102組合を占めている現状である。

5 組合職員

1960年3月31日現在,職員のいない森林組合や兼従職員のみに仕事をゆだねている組合が,長野県には26%の53組合もある。このような森林組合ではその活動は消極的であり,事業の進展は望めそうもない。職員のいない組合は問題外として,兼従職員というのは通常役場の林務係などの職員が兼ねていることが多く,それはそれなりに行政上の仕事が多くその余暇に組合の業務をみるといつても,実際には無理であるし,本人も森林組合業務に精励する意志に乏しい場合が多い。それゆえに組合の職員といつても,単に名儀的なものにすぎず,組合事業を進めるのに何の役割も果していない結果となつている。

また専従職員のいる 組合でも、専従職員数 2 名以下の 組合が 圧倒的に多く(47%の 96 組合)、その規模の 程度もおのずからうかがえるのである。 しかし専従職員数 3 名以上の組合が増加してゆく傾向も認められるだけに、今後が期待されよう。

§ 2 森林組合の事業

施設森林組合の行なう主要な事業は、教育指導・種苗生産・購買・林産・販売・加工製造・施業受託・利用・金融事業であり、組合がこれらの事業を実行するためには、いろいろ

な施設を必要とするのである。長野県の森林組合において整備されている施設の状況は第2 表に示してある。

第2表からも明らかなように、すべての組合がすべての施設を備えているわけでなく、ごく一部の組合だけが施設を備えているにすぎないのであるから、組合によつて実行している事業が、それぞれ異なるのも当然であろう。長野県においての主要事業の実行組合数を示せば第3表のようである。

区		_	分		組合数	. 延	数	量	×			分		組合	数 延	数	量
	(組合	資産	である		39	41棟		969坪		所有	写まれ	こは佳	生地				
事務所	の借用	1.7	- [独	立	7	7 //		83 //	森林{	林分	Ц	又 又	林		10 //	39	8 //
1	いる	もの	· {独 ・ {その	の他	158			817 //	l	所	有	組	合	15			
	I	資産	であ	5 B	12	24棟		537 //		木	炭	倉	庫	8	17棟	27	1坪
	l .	して	いる	もの	2	4 //		68 //	倉庫	その)他	の倉	庫	13	17 //	23	8 //
1	固	定	苗	圃	38	90個所	47,	540 //	l	所	有	組	合	18			
苗圃	移	動	苗	圃	21	155 //	28,	461 //	貯		木		場	24	31個所	9,31	7坪
	l所	有	組	合	56					自	動	車	道	134	569路線	1,47	4km
製	材		エ	場	38	40個所	2,	683坪		木	Ę	Ę	道	15	32 "	5	1
そ	の他	0	エ	場	3	3 //		68 //		牛	Ę	馬	道	23	58 //	9	4
移	動	製	材	機	19	19台	16	30馬力	林道〈	索			道	11	21 "	2	8
	大			型	10	12 //				流	ì	送	路	1	2 "	2	0
トラッ	クマー		小	型	7	8 //				所	有	組.	合	139			
	l _所	有		合	15												

第2表 長野県における森林組合の共同利用施設の状況(1960年3月31日現在)

(資料:林野庁森林組合課,昭和34年度森林組合統計 1961)

注:調査した組合の総数は203組合

第3表 長野県における事業実行組合数 (1959年度)

区	分	直営のみ	受託のみ	買取のみ	直営・受託とも	受託・買取とも	合 計
種苗:	生産事業	84	· · · · 2		1		87
購買	事業		17	157		11	185
林 産	重事業						80
販 売	事 業		41	55		31	127
加工	製造事業		3	2		31	36

(資料:林野庁森林組合課,昭和34年度森林組合統計 1961)

注:調査した組合の総数は203組合

1 種苗生産事業

J. 100 J.

1959年度において長野県では28%にあたる56組合が、1組合平均1,360坪の苗圃を所有し

て種苗生産を行なつている。苗圃を所有していない組合をも含めると、43%にあたる87組合が種苗生産を行なつており、しだいに増加している傾向も認められるが、その生産量はまだまだ少なく、なお多くの生産が期待されるのである。

2 購買事業

購買事業を行なつている組合はきわめて多く,1959年度には長野県で91%にあたる185組合におよんでいる。購買形式からみると,その大半は買い取り購買を行なつており,受託購買はきわめてわずかの組合しか行なつていない。

1959年度に長野県の森林組合で行なつた苗木の購買は、受託によるものを28組合で500万本、買い取りによるものを158組合で3,000万本取り扱い、まずまずの程度であるが、その他の一般素材・肥料などの購買は、受託によるものを7組合で92万円取り扱い、買い取りによるものを98組合で1,660万円売り上げたにすぎない。これは林業が生産に長期を要し、絶対的な需要量が少ないことや、組合員の大半が農協との二重加入者であるために、農協を通じて購入を行なうため森林組合を利用しないことに起因するであろう。

3 林産・販売および加工製造事業

協同組合は組合員の委託生産・販売を行なうのが原則であろうが、多くの森林組合では組合員からの信頼度の低さもあつて、買い取り生産・販売を行なう方が多く、また組合員だけからでは充分な量をまとめることができないこともあつて、組合以外たとえば地区外森林所有者や国・公有林から買い入れていることも多い。そのようにしてもなお、第4表からも明らかなように、林産・販売事業は小規模的に行なわれているにすぎない。

X.	分		林	産		受 託	販	売	買	取 販	売
<u> </u>	70	組合数	販売数量	純売上高	組合数	(販売数量	販売高	内手数料	組合数	販売数量	純売上高
立	木			千円	28	62,899m³	千円 248,530		14	1,687m ³	千円 5,637
素	材	75	36,607m³	230,923	53	38,413m³	263,847	13,092	52	24,895m ⁸	133,856
木	炭	` 6	10,695俵	3,254	3	9,522俵	3,366	160	8	4,302俵	1,513
藽	Ť	30	536,802束	15,222	10	125,755束	3,551	282	22	247,430束	7,994
その	他	14		2,369	8		24, 422	1,144	35		29,833
爵	-	80		251,768			543,716	21, 294			178,833

第4表 長野県における森林組合の林産販売事業の内容(1959年度)

(資料:林野庁森林組合課,昭和34年度森林組合統計 1961)

小規模経営であるのは素材を大量に買い入れることができないことが大きな原因である。これは組合に対する組合員の信頼度の低さに基づいており、また委託であればそれほど必要でないのに、買い取りを行なわなければならないので多額の資本を必要とするのにかかわらずそれを欠くことに基づいている。このように取扱量が少ないから素材生産だけでは採算がとれず、それに伴つて加工製造事業が行なわれることも多く、1959年度には製材品の受託加工を34組合で7、634m³(受託加工料887万円)、買い取り加工を31組合で13、634m³(純売上高17、879万円)行なつている。

森林造成事業はやはり重要な組合事業の1つであるが,組合が組合員に信頼されていないことや林業に関心のある組合員の少ないこともあつて,森林組合に施業を委託する組合員は少なく,1959年度に委託を受けて森林組合が実行したのは,植栽を67組合で2, 305 町について,保育を45組合で6, 888町について,間伐を24組合で625町にわたり6, 262m³ について,主伐を34組合で841町にわたり67, 018m³ についてにすぎない。

§ 3 森林所有についての分析

森林組合は森林法によって協同組合として規定されており、森林所有者がみずからの所有や経営を維持しながら共同施設を利用して、経済的利益を増進するための協同組織なのである。したがつて組合員は組合に対してそれぞれ独立の個別経営体を維持しながら加入しているのであつて、組合員は組合とは組合利用を通じてのみ結びついており、組合の経営は組合員の経済的性格に、特に森林所有状態に関係を持つと考えられる。

1 所有状況と保有状況

長野県で山林を1 反以上所有している林家数は93,843戸であり,保有山林が1 反以上ある林家数は97,817戸である。それを所有ならびに保有山林広狭別にその戸数と面積とをみれば第5 表のようである。

		所		有	Щ		林			保		有	Д	I	林	
面積別	林		家	数	面			積	林	5	家	数	旗			積
	実	数	比	率	実	数	比	率	実	数	比	率	実	数	比	率
0.1~0.3	25,	196	-	26.8	4	町 , 346		2.9	25,	,909		$\frac{\%}{26.5}$	4	町 , 516		2.9
0.3~0.5	14,	825		15.8	5	, 475		3.6	15,	354		15.7	5	, 682		3.6
0.5 ∼ 1	18,	678		19.9	12	, 690		8.4	19,	,778		20.2	13	3,4 12		8.5
$1 \sim 3$	22,	970		24.5	37	, 331		24.6	23,	, 965		24.5	39	,010		24.7
$3 \sim 5$	6,	214		6.6	22	, 952		15.1	6,	, 571		6.7	24	, 380		15.4
5 ~ 10	3,	895		4.2	25	, 853		17.1	4,	, 115		4.2	27	,312		17.3
10~20	1,	485		1.6	19	, 451		12.8	1,	, 537		1.6	20	, 065		12.7
20~30		326		0.3	7	,561		5.0		334		0.3	7	,764		4.9
30~50		156		0.2	5	,756		3.8		155		0.2	5	, 698		3.6
50~100		70		0.1	4	,766		3.1		71		0.1	4	,762		3.0
100~200		23		0.0	3	, 102		2.0		24		0.0	3	3, 182		2.0
200~500		3		0.0		822		0.6		2		0.0		608		0.4
500 ~		2		0.0	1	, 432		1.0		2		0.0	1	, 432		1.0
計	93,	843		100.0	151	, 543		100.0	97,	, 817		100.0	157	, 829		100.0

第5表 長野県における所有または保有山林がある林家数 (1960年2月1日現在)

(資料:農林省統計調査部,1960年世界農林業センサス林業調査報告書 1962)

所有規模は1反から500町以上といちじるしい差がみられるとともに、その構成状態にも

かなりの偏よりがみられる。すなわち1町未満の層では戸数で62.5%と過半を占めているのに、面積では14.9%にすぎない。更に5町未満までとると戸数93.6%で面積54.6%であり、それに対して20町以上をとれば戸数では0.6%であるのに面積では15.5%、50町以上の層では戸数わずかに0.1%に対し面積6.7%という割合を示している。これからもみられるように、零細所有林家数はきわめて多いが、その所有山林面積合計はわずかにすぎず、それに対して大面積所有者は人数こそ少ないが、その所有山林面積合計は比較的多いのである。なお1戸当り平均所有面積は総数で1.61町となつているが、所有規模別には当然その較差は大きい。

保有規模別にみた戸数と面積との構成状態は、所有状況の場合とほとんど同様な傾向を示しているが、これは山林の所有と保有との分離が、全般的にわずかしか行なわれていないことに原因している。

所有と保有との関係をみると、所有面積より保有面積の方が小さい林家の各戸数比は、所有規模が大きくなるにつれて増大しており、保有面積が所有面積よりも大きいものは、逆に小規模層ほど大きいことが知られる。

このような全般的な森林保有の零細性は、森林組合の運営にも大きな影響をおよぼしている。保続経営を行なえるような組合員であれば、年々伐採や造林を行ない素材販売もできるから充分に組合を利用でき、組合との結びつきも強くなるが、一般的な森林所有の零細性や林業生産の長期性によつて保続経営を行なえるような組合員はきわめて少ない。このような零細所有者が、商品としての木材生産・販売機構において、大企業に対抗するために協同組合を組織しなければならないという理由はないし、たとえ森林組合に加入したとしても、それによつて得られる経済的な利益はせいぜい苗木の共同購入程度のものであり、また木材を販売する必要があつたとしてもその数量はわずかなもので、その際に組合から受ける利益などは全く少なく、このような一時的利用では森林組合の運営に関心を持たないのも当然であるう。

2 森林所有者の主業

保有山林5町以上の林家数は、長野県で6,240戸あるが、それを主業の種類別に区分すると、農業を主業としているものが81%と支配的な地位を占めていることがまず大きな特質である。残りの19%は林業をはじめとして、いちじるしく多様な業態にわたつている点が注目されよう。これを更に山林の保有規模別にみると、およそ次のような傾向がうかがわれる。

- 1) 農業の戸数比は5町~10町の層では83.5%に達しているが、保有規模が大きくなるにつれてこの割合は減少している。
- 2) 製造業や卸売・小売業などの戸数比は保有規模の増大とともに増加している。
- 3) 職員勤務は総数で3.9%を占めているが、これも保有規模とともに漸増している。
- 4) 総数で2.0%を占めている賃労働は保有規模が大きくなるにつれて減少している。
- 5) 林業専業者は保有規模が大きくなるにつれて増加しており、特に育林業・木材伐出業に おいてはその傾向がいちじるしい。なお 0.3 % ながら 5 町~10町の層においても育林業を 主業とする者のいることは注目すべき事柄であろう。

このように、主業が他産業である場合がきわめて多いという林家の社会的性格によつて、 どうしても林業や森林組合に対する関心が低いままで留まつているようである。

第6表 長野県における林家の主業の状況 (1960年2月1日現在)

			á		営			業	職	員			
×	5 分	林			業	農業	製造業	その他			賃労働	その他	計
		育林業	製 薪炭 業	木 材 伐出業	その他	戻 来	商業	その他	勤	務			
-	5~10	13	86	11	3	3, 434	184	103		139	101	41	4,115
	10~20	17	58	10	2	1,205	99	42		70	22	12	1,537
	20~30	4	9	2	_	256	27	10		20	3	3	334
実	30~50	3	1	2	_	115	18	6		8	1	1	155
	50~100	11	_	2	1	36	16	1		4		_	71
. اعلد	100~200	4	_	1	_	11	5			2		1	24
数	200~500	_				1	1			_	_	_	2
	500 ~	1	_	_	_	_				1			. 2
	計	53	154	28	6	5,058	350	162		244	127	58	6,240
	5~10	0.3	2. 1	0.2	0.1	83.5	4.4	2.5		3.4	2.5	1.0	100.0
	10~20	1.1	3.8	0.7	0.1	78.4	6.4	2.8		4.5	1.4	0.8	100.0
	20~30	1.2	2.7	0.6		76.6	8.1	3.0		6.0	0.9	0.9	100.0
ĿĿ	30~50	1.9	0.6	1.3	_	74.3	11.7	3.8		5.2	0.6	0.6	100.0
	50~100	15.5		2.8	1.4	50.7	22.6	1.4		5.6			100.0
率 (%)	100~200	16.7	_	4.2		45.8	20.8			8.3	_	4.2	100.0
%	200~500					50.0	50.0	***************************************		_	_		100.0
	500∼	50.0				_	_	_		_	_	***************************************	100.0
	計	0.8	2.5	0.5	0.1	81.1	5.6	2.6		3.9	2.0	0.9	100.0

(資料:農林省統計調査部,1960年世界農林業センサス林業調査報告書 1962)

■ 大門地区の概況

§ 1 自然的条件

1 位置および地勢

大門森林組合は長野県小県郡長門町大門にある。組合の地区は大門峠を南端とし、これより北流する大門川に沿つた旧大門村の地域を占めている南北に細長い山峡地帯で、東は蓼科山麓で北佐久郡立科町に、南は霧ケ峯の高台で茅野市および諏訪市に、西は和田村に、北は長門町長久保に接している。この地区は南北に細長い峡谷山村であり、その中央を北流する大門川をはさんだ山地に取り囲まれている。大門峠・霧ケ峯と連なる南部は急峻であるが、北にゆくほど緩やかになり、集落および耕地が川に沿つて標高700m~1,000mにわたつて帯状に続いている。また南部・中央部および西部の山地は急峻で岩石を極度に露出している

が、それに対して東部および南西部の山地は比較的緩やかな台地をなしている。

2 基岩および土壌

基岩は閃緑岩・安山岩・集塊岩などであり、火山灰地帯の所もある。土壌は一般に浅く、砂質壌土または石礫土で地味はあまり良くない。土壌型でみれば南部の追分地籍は Bld 型であり、それ以北の下流部分は Bb~Bd 型の所が多い。

3 気 象

全般に夏季の気温が低く、晩霜などによつて霜害・寒害を受けることも多い。なお無霜期間はだいたい5ヵ月である。降雪は北部平地帯でも11月下旬に始まり3月下旬にまでおよび、寒さも厳しいようであるが、積雪がせいぜい30cmぐらいなので、冬季にも山仕事を行なえるようである。また本地区は有数の少雨地域に属しており、年降水量は1,300mmと少なく、それも梅雨期・台風期に集中するのでそれ以外の季節には全く少なく、特徴のある気象状態を示している。また風水害も今まであまり本地区を襲わなかつたのであるが、それだけにかえつて、60年ぶりといわれた1958年度における水害は手荒い爪痕を残したのである。

§ 2 社会·経済的条件

1 人口動態

1960年10月1日における大門地区の世帯数は474戸,人口は男1,146人,女1,115人,計2,261人であり,最近年々減少している傾向を示している。これは出生率の減少によるほかに,都会地への就職による転出が大きい原因となつている。この都会への人口流出は漸増する傾向にあるが,世帯数の減少傾向をまだ伴つておらず,家族の一部が流出している段階にあると考えられる。そしてまた,その流出数も全体としてみたときはそれほど目立つていない。しかし年齢階別にみると15才~30才の年齢層での減少は顕著であり,また残留している者でも若年層は農林業以外の産業に従事する傾向が強く,農林業では若年の優秀な労働力がしだいに減少して,老年の劣質な労働力に頼らざるを得ないようになつてきている。中学および高校卒業者で自家に残る者はきわめてわずかであり,将来の村造りが案じられる。

2 就業状況

本地区住民の1960年10月1日現在の産業別就業人口をみると、農業が781人(60.5%)で圧倒的に多いが、高冷地であるため営農条件が悪く、生産性も低くそのほとんどが兼業を行なっている。その兼業も本地区にあつては、都市への通勤が困難なため、余剰労働力を地区内で燃焼させなければならないのに、地区内での就業機会に乏しいため、第1次産業への第1種兼業にとどまらざるを得なくなつている。林業には66人(5.1%)が就業しているが、その大半は林業賃労働者であつて、育林業・木材伐出業を主業とする者はきわめて少ない。その他の人達は、建設業に150人(11.6%)、製造業に79人(6.1%)、卸小売業に47人(3.7%)、サービス業に99人(7.7%)、公務に33人(2.6%)、その他に35人(2.7%)従事しており、総就業人口は1,290人である。

3 土地利用区分

本地区の面積は6,695ha であるが、耕地はわずか2.9%(202ha)ときわめて狭く、それに対して山林は96.5%(6,453ha)にもおよんで、まさに山村そのものである。たとえ山林が広大であつても私有林は1,170ha にすぎないのであり、国有林が3,407ha、町有林が333ha、財産区有林が1,543haを占め、これら国・公有林の広さは注目に値する。

4 交通および部落構成

本地区には大門川に沿つて県道の上田・茅野線が縦貫しているが、本道路は白樺湖への通路にあたるので、今後整備される可能性も高く、本地区は有利な林業地域になりうる条件を備えている。

なお本地区の部落はすべてこの県道に沿つており、北から四泊・落合・新屋・岩井・宮の上・窪城・入大門・小茂ケ谷それから少し離れて追分の9部落が並んでいる。本地区の中心は宮の上であり、森林組合・農協・支所・小学校などがある。

§ 3 森林および林業の状態

1 森林所有の状態

国有林は大門川の水源地帯に位する 奥地林であり、 広大な面積を占めている(地区内森林面積の52.8%)。 カラマツ間伐木の払い下げや木炭の原木供給源としての役割によつて地元におよぼす影響も大きく、大門森林組合の経営もこれによつて非常に有利になつている。

町有林は町村合併以前は大門村有林として経営されていた山林であつて,1956年度に町有林に移管されたものである。財産区有林は1956年度に町村合併に伴つて設定されたものであり、以前は村有林として経営されていたものである。これは奥山としての国有林と里山としての私有林との中間にだいたい位置している。現在、町有林および財産区有林の経営は、大門森林組合に委託されており、このことは組合運営を安定させている1つの要因にもなつている。

私有林の所有規模はきわめて零細であつて、1960年農林業センサスによると、総数 228 林家のうち 所有山林面積 1 ha未満が 85林家(37%)、1 ha~10ha が 132 林家(59%)と大半を占め、10ha~30ha は10林家(4%)、30ha 以上はわずか 1 林家にしかすぎない。

2 森林の状態

本地区では従来大門炭の銘柄で木炭を大量に生産していただけに,人工用材林化は一般に それほど進んでいない。

国有林はナラやクヌギなどの広葉樹が多く, カラマッなどの 針葉樹 の占める 割合は少ない。これは奥地に存在していることに原因して林種転換が遅れているからであり, カラマツ林にしても 幼齢林が多い。 その 1 ha 当り平均蓄積は $70 \mathrm{m}^3$ であつてあま り良 いとはいえない。

町有林は地形険阻でしかも岩石地帯にあるので、林木の生育は一般に悪く、広葉樹が95% を占めている薪炭林である。

財産区有林の1 ha当り平均蓄積は針葉樹で $31m^3$,広葉樹で $29m^3$ であり,老齢過熟の0 リを差し引いた薪炭林ではわずかに $20m^3$ であつて,全く蓄積に乏しい。 これは本地区では林業以外に頼るべき産業もなく,個人所得もきわめて低いため,上水道設備・小学校改築などの財源として,この財産区有林に頼らざるを得なかつたことに原因している。しかし用材林率が47%と地区内では最も用材林化が進んでおり,将来には期待できる状態にある。なお用材林はほとんどがカラマツ林である。

私有林の1 ha当りの平均蓄積は針葉樹林で50m³, 広葉樹林で20m³であつて, 資源はきわめて貧弱である。これは戦中・戦後の乱伐におもに原因していると考えられる。私有林は各部落の周辺のいわゆる里山地帯の地位・地利級のともに良い所に多いため, 森林組合の活動

に相伴つてしだいに良くなろうとしているが、ナラやクリなどの広葉樹薪炭林がなお多く、 針葉樹用材林は約30%を占めるにすぎない。針葉樹用材林ではカラマツ幼齢林が最も広く、 次に高齢のアカマツ林であり、ヒノキ・スギ林はいくらかある程度である。

3 造林の状況

近年の用材価格の高騰と木炭需要減少の見通しとから、天然生広葉樹林の人工用材林への切り替えの努力が払われており、再造林面積(約20ha/年)の5倍~7倍におよぶ面積にわたつて拡大造林が行なわれている。しかしこのような拡大造林推進の中核をなしているのは財産区有林であつて、私有林は付随的な位置を占めているにすぎない。

植栽されるのは主としてカラマツであり、カラマツは本地区の降水量の少なさもあつて、郷土というにふさわしい良好な生長を示している。次いで多いのはアカマツであり、これはカラマツ2代目造林地の不成績の問題や適地判断などによつて選ばれている。他には特定の人がスギを植栽しているぐらいであり、ヒノキやサワラは伐期が長い割合に価格がそれほど良くないこともあつて見向きもされていない。

4 素材生産者の状況

地区内には製材業を兼ねている素材生産業者は翠川木材合名会社(資本金450万円,年間素材取扱量3,500m³)の1業者,素材生産だけを行なつている業者は古川商店で資本金150万円,年間素材取扱量300m³)の1業者しか存在せず,大門森林組合は地区内最大の素材生産担当者でもある。

5 林產物生產狀況

本地区で生産される林産物は一般素材・杭丸太・パルプ材・木炭および薪であり、1956~1960年度において大門森林組合で取り扱つた数量を示すと第7表のようである。

/r: rts			般	素	材		杭丸太•		2022
年 度	カラマツ	アカマツ	クリ	スギヒノキ	その他	計	パルプ材	木炭	新
1956	石 5,691	石 1,795	石 5 7 5	石 417	石 192	石 8,670	石 1,794	俵 13,000	東 82,000
1957	3,215	1,789	813	412	80	6,309	2,004	10,000	80,000
1958	4,595	1,314	470	268		6,647	2,158	9,950	89,000
1959	5,679	983	1,606	407		8,675	4,910	6,895	55,000
1960	4,777	2,365	986	2,486	1,593	12,207	5,913	11,775	76,370

第7表 大門地区における林産物生産の状況

(資料:大門森林組合 1961)

注:本表には大門森林組合で取り扱つた数量のみが示してある。

一般素材のうちでカラマツが最も多いのは当然であるが、スギ・ヒノキ・サワラそれにクリが案外多いのに気づく。クリは以前に枕木・家屋土台などのために、高林作業で施業されていたためであるし、ヒノキ・サワラは当時好んで植栽されたことによるのである。これらは現在さかんに伐採されて他樹種に更改されてゆくため、将来は減少するであろう。また杭丸太・バルプ材の伸びの良さは見逃されてはならない。また木炭・薪の生産量が最近ほぼ一定であるのは、林種転換の推進によるものであろう。なお特殊林産物としてシイタケ・マツ

タケがあるがその量はわずかである。

6 林 道

林産物の搬出に必要な林道網は本地区では比較的整備されており、県道を主軸として本沢線(7km)、弓張線(2km)、小茂沢線(3km)、小茂沢支線(0.8km)が設けられており、他に国有林窪城線(8km)も使用できるので、計画中の東沢線(6km)が新設されれば、幹線延長の必要も認められないが、道路状態などを問題とすればなお整備は必要であろう。

7 林産物販売市場

最も近い市場は丸子であるが、大門森林組合は一般素材を小諸および長野の森林組合連合会による市売市場で、径級10cm以下のカラマツの杭丸太を東京の市場で、薪炭およびカラマツの製材品を上田や丸子で、製材されたヒノキ・サワラ材を東京の市場で販売し、パルプ材を主として辰野の南信パルプ K.K. へ販売するというように 材種に応じて有利な市場を選んでいる。

8 林業労働力

本地区には林業労働者組織として大門森林愛護生産組合(愛林団ともいう。以下愛護組合と略称する。)があつて、それに所属している者が1961年8月現在105名いる。愛護組合員の平均年齢は33才であり、若年層の加入が全く少ないため、しだいに老齢化してゆく状況にある。(1963年8月での調査によると愛護組合員数は82名、平均年齢は38才であつた。)

愛護組合はもともと国有林の造林作業従事者で、冬季の余剰労働力燃焼のために薪炭原木の払い下げを受けていた人達によつて結成されたものであつたが、大門森林組合がその事業を拡大してくるにつれて、この愛護組合も大門森林組合の媒介によつて国・民有林の植林や民有林のいろいろな林業労働に従事し、また大門森林組合の林産事業などに労働を提供している人達の集合体になつてきている。

これらの人達はすべてが専業の林業労働者というのではなく、その大半はいわゆる半農半 労型の労働者であるが、現在のところ、この人達の労働を完全燃焼させるだけの作業量が なく、愛護組合員は作業量の増大を希望している状態である。

労働賃金水準は日当700円程度になり、それほど低くないが、出来高制によつているために、労働強化を強いられるとともに、また就労日数を減少させ、それに加えて季節的な労働の不安定さによつて賃労働所得の向上が妨げられているようである。

Ⅲ 大門森林組合の実態

§ 1 沿 革

1942年4月9日に大門村を一円とする追補責任大門村森林組合が設立されたが、これが現在の組合の最初の姿である。これは県林務部の要請によつて、というよりは強制によつて設立されたものである。設立当時は国家の林業政策を実行する行政的下部機構としての意味を持つていたにすぎず、増伐の掛け声とともに供木にてい進する組合であつた。それで組合の指示により村内の林木は大半伐採されてしまつたのである。戦後の燃料不足は薪炭材の活潑な生産・販売を促し、また製炭もさかんに行なわれて大門炭の銘柄で広く販売されたが、そ

れに際して組合は1946年度にトラックを購入し、組合員の林産物の搬出に便宜をはかるなどして、しだいに組合の事業を伸ばした。1947年度には農林中央金庫から融資を受けて製材工場を開設し、以後製材事業に重点をおいて組合を運営してきた。

森林法の改正に伴い,1951年12月10日に大門村森林組合として協同組合の色彩を帯びるように改組され,1957年4月25日に大門村の長門町への合併に伴つて大門森林組合と名称変更された。その間,林産・販売事業などを心掛けるとともに,組合員の経済的向上ならびに林業技術・知識の向上のために,1955年度から林業振興計画をたて教育指導事業を積極的に行ない,組合員の所有山林の状態をより良くする努力を続けてきた。そして教育指導事業の普及に伴い,受託事業を強化して労働力不足の組合員の便を図るようにしてきた。また1961年度には木材の集約的利用によつて伐採収益を増加させ,地拵え費の軽減によつて造林費を節約できるなどの点で組合員が経済的に潤うように,また拡大造林の促進に役立つように,チッパーを購入してパルプ用チップの生産を行なうことにした。

このように本組合は最初はなかば強制的に設立されたものの、その後の関係者のすぐれた 指導性とたゆまない努力とによつて、健全な組合経営と活潑な組合事業を行なつている優秀 な組合にまで進展したのであり、1960年度には全国森林組合大会において優良森林組合とし て表彰されたのである。

§ 2 組 織

1 役 員

理事9名,監事3名の役員として、地区内の追分を除く8部落にあらかじめ人数が割り当てられて、部落からそれぞれ代表者が選出されて任についている。そして理事は組合長1名、常任理事2名を互選している。このような選挙方法にもかかわらず、役員には適材者を得ている。組合長は林業技術員をしていた人で、林業技術に精通しているとともに組合業務に熱心に従事し、その実直な人柄には全組合員が信頼を寄せている。またそれを補佐する常務理事にも適任者が選ばれていて、これらの人達の協力により組合業務が円滑に行なわれている。

2 参与委員

参与委員は組合長の諮問に応じ、事業の運営に協力することになっているが、本組合では 組合と組合員とのつながりが事業を行なう上で大切であると考えて、参与委員には技術員を 補佐し、組合員の林業経営の相談相手になるのに適した人に依頼してある。これは組合が教 育指導事業を強力に推し進めるのにかなり有利に作用しているようである。

3 職 員

技術員6名,事務員4名あわせて職員として10名,他に常傭人夫として3名がいる。指導部門の技術員2名は教育指導にあたり,組合員各個の施業相談,地区の集団的指導などを熱心に行なつており,林産部門の技術員3名は作業現場で木材検収などを行ない,組合の林産事業が円滑に進むように努力している。常傭人夫はすべて林産部門での造材人夫である。なお利用部門の職員である技術員1名と事務員1名は製材所勤務で製品の販売・経理にあたつている。他に事務員が林産部門に1名,経理部門に2名配置されている。これらの職員はすべて専従者であり,給与は役場の職員と同程度であつて,良いとはいえないのであるが,熱心に仕事に従事し組合活動を活潑にしている大きな原動力になつている。

§ 3 事 業

本組合の活動は活潑でありいろいろな事業を行なつているが、1960年度の業務報告書から その内容を推定してゆくことにする。森林組合の事業は多岐にわたつているので記載洩れの 可能性もあろうが、主要なものについては述べてあるはずである。

1 教育指導事業

1955年度から林業振興計画をたて、教育指導事業に重点をおいて組合を運営しており、県や郡主催の林業コンクールなどにも多くの受賞者を出すにいたつている。1960年度に行なったおもな教育指導事業としては次のようなものがある。

- 1) 立地条件に応じた適正な森林施業試験・施肥効果試験・外国産樹種植栽試験・特用樹生 育試験・肥料木混植試験などの試験研究林の設定
- 2) 薪炭林施業改善の実地指導
- 3) 植林・手入・苗圃についてのコンクールの開催
- 4) 林業懇談会の開催と普及映画の上映
- 5) 大門林業の実態という題の組合員啓蒙のためのカラー・スライドの作成とその映写会の 開催
- 6) 施業相談

これらのことを技術員が参与委員の協力を得て積極的に行ない, 目覚ましい効果をあげている。

2 貸付事業

これは主として伐調資金の貸し付けであるが、他に木炭原木資金などについても行なつている。組合が農林中央金庫から融資を受け、それを組合員に貸し付けるのである。

このような資金を借りて森林経営にあたれば効果があがるであろうが,

- 1) 書類手続きが面倒なこと
- 2) 借り受けるまでに日数がかかること
- 3) 組合員としても計画性に乏しいこと

などの理由によつて、1960年度には組合員54名が266万円を借りた程度である。 なお年度内 に返済された金額は156万円であつた。

3 種苗生產事業

苗木の直営生産を行なわず、地区内の約50名の組合員に苗木の生産を委託している。地区内で使用する苗木についてはできるだけ地区内で生産すべきことは明白なのであるが、苗木生産のように労働集約な作業は自家労働においてのみ成り立つのであつて、雇傭労働によつて生産するのは経済的に不利であるということによつて、苗木生産は組合員に委託されている。なお1960年度には地区内植栽本数の約40%にあたるカラマツ29万本、アカマツ3千本、スギ1万7千本、計31万本を地区内で生産した。

4 購買事業

購買事業で取り扱つている主要なものはやはり苗木であつて、1960年度にはカラマツ40万本、アカマツ2万本、スギ2万本、計44万本を取り扱つた。その他の資材としては薪用金輪6万本、シイタケ種駒6千個それにいくらかの下刈鎌・ベニア板などを取り扱つた程度である。

5 林産事業

林産事業で大きな割合を占めているのは、国有林の払い下げ間伐材と財産区有林の主・間 伐材であり、このような国・公有林の協力によつて林産事業は着実な歩みを示している。私 有林については素材生産を自家で行なえないような労働力不足の組合員のものに限られ現在 のところまだ少ないが、今後伸びる可能性が多分に存している。

	素		材		薪		炭
樹	種	製材所仕向	その他	計	樹種	木 炭	薪
カ ラ	マッ	五 2,680.52	2,096.76	石 4,777.28	ナ ラ	俵 9 , 696	東 30,916
ア カ	マッ	890.09	1,475.66	2,365.75	ク リ	326	14,581
Ŋ	y	723.09	262.94	986.03	アカマツ		5,042
スギ	・サワラ	835.68	1,650.70	2,486.38	雑木	1,411	21,132
F (の他		1,593.37	1,593.37	その他	342	4,699
Ī	†	5,129.38	7,079.43	12,208.81	計	11,775	76,372

第8表 大門森林組合の林産事業取扱量(1960年度)

(資料:大門森林組合,昭和35年度業務報告書 1961)

6 販売事業

1960年度における販売事業の取扱量は、一般素材 12,209石、杭丸太・パルプ材 5,913石、計18,120石である。その他に人参杭2,579組、ハゼ足973本をも取り扱つている。これは 5 ha \sim 20ha というような比較的大規模の山林所有者で自家労働力もかなりあつて、素材生産を自家で行なえるような林家からのものが多く、組合員以外からのものも若干ある。受託販売の場合には販売手数料を 4%としているが、一般に買い取り販売を行なつている。

組合の販売事業は

- 1) 業者との個人的つながりによつて、業者に販売しなければならない場合があり、組合を 経ないことが多い
- 2) 組合を経ての販売であると販売価格が明らかになり、木材引取税もそれに応じて徴収されるので、販売価格をあいまいにして貰える業者に売る場合が多い

ことなどの理由によつて, まだ地区内の全量を取り扱うにはいたつていないが, 地区内の業者はその規模も小さいので, 現在でも組合を経て販売されることが多い。

また木炭は農協を通じて販売されることが多いが、それは農協に信用事業があるので資金的な結びつきが大きいことに原因している。

7 加工製造事業

1947年度に製材工場を開設し、以後設備の充実に努め1961年現在、丸鋸1台、帯鋸1台、 製函台3台が設備されている。

最近の木材事情によつて製材歩留りはいちじるしく高められ、平均歩留り94%、小径材であると120%ということもあつて、加工製造事業の内容は悪くないようである。1960年度には組合員からの材を624石、組合員外からのを3,837石、計4,461石取り扱い、その他に組合

員の材1,460石を賃挽き加工した。1961年度にはチッパーを購入し、 梢頭・枝条材など今まで利用していなかつたものをも、パルプ用チップとして販売できるようにした。このことは組合員によつて期待を持つて迎えられており、今後の伸びが期待されている。

8 利用事業

組合員の林地の測量を行なつたり、業者に不当に買いたたかれるのを防ぐために、伐期に達した林分の蓄積を調査して、適正な販売価格を算定することを行なつている。これについては組合員もかなり積極的に組合に相談してきており、組合は調査結果を依頼者に報告して相談にのつている。組合の調査による数値が信頼されていることもあつて、1960年度には124件の149町にわたる面積の測量、55件の材積10、305石の立木調査、51件で評定価格 970 万円の立木価格評定を行なつた。

林道は比較的 整備 されている方であるが, 1960 年には 2 路線約 $4 \, \mathrm{km}$ の補修と 2 路線約 0. $8 \, \mathrm{km}$ の新設工事を行なつた。

地区内に建坪12坪,40坪および30坪の3棟の木炭倉庫を組合が所有していて,1960年度には全部で11,755俵の木炭の保管を行なつた。しかし近年木炭生産量の減少に伴い,木炭倉庫を造林小屋に転用する計画もできている。

また本組合はトラック 2 台を所有しており、 それぞれに労務者が 3 名ずつ 配置 されている。その他に 3 日に 1 台ぐらいの割合でトラックを借りて、これらを用いて林産物の輸送を行なつている。1960年度には木材12,625石、木炭10,088俵、薪40,804 束、製材品 4,461石を東京・長野・小諸・上田などへ運んだ。

その他,1960年度にはフラトール剤などを使用して,野ネズミの駆除を行なつたり,山での植栽時に苗木をいためないように入れておく袋を組合が購入して,組合員に貸し出すようにしたりした。

9 森林造成事業(施業受託事業)

組合員の利益になるように植林計画をたてて、山林の用材林化を積極的に進めており、造林補助金についても組合員と相談して申請するようにしている。造林補助金は1960年度には50万円交付されたが、補助金のでない0.1ha 未満の植林に対しても1961年度からは組合単独で補助金を交付するようにした。

労力不足などの理由によつて自家で植林できないような林家からなどの施業を委託されたり、また町有林・財産区有林の経営委託を受けて、組合が植林を行なつているが、1960年度の実行面積は私有林22ha、財産区有林91ha、町有林30haであつた。

またカラマツは陽樹であるため幼時被圧されることを好まないので、充分な下刈りが必要であるが、これも委託を受けて私有林78ha (419人)、財産区有林222ha (1,066人)、町有林137ha (521人)、計437ha (2,006人)について1960年度に行なつている。

なお1960年度に委託を受けて行なつた除伐は私有林 7 ha(71人),財産区有林54ha(473人), 町有林 5 ha(43人), 計66ha(587人)であり, 間伐は 私有林 10ha(12人), 財産区有林 78ha (371人),計88ha(383人)であつた。

§ 4 組 合 員

1 組合員の数

1961年8月31日における組合員の数は、正組合員288名、準組合員145名、計433名であ

り、これを出資金持口別に示すと第9表のようである。なお出資金は1口300円である。したがつて出資総額は900万円であるが、1961年8月31日には150万円が未納である。

第9表 大門森林組合における出資金持口別組合員数(1961年9月1日現在)

				1~10	11~20	21~30	31~40	41~50	51~60	61~70	71~	計
E	組	合	員	206	45	21	2	4	4	2	4	288
£	組	合	員	116	16	8	1	3			1	145
		計		322	61	29	3	7	4	2	5	433

(資料:大門森林組合 1961)

第10表 大門地区における所有山林面積別・農業経営面積別林家数

耕地面積	~0.3ha	0.3~0.5	0.5~0.7	0.7~1.0	1.0~2.0	2.0~	計· ————————————————————————————————————
\sim 1 ha	23	23	23	10	1		80
1~3	2	20	18	16	6	2	64
3 ~ 5		9	5	5	1	1	21
5~10		3	6	3	2		14
10~20			4	2	2	1	9
20~				1	1		2
計	25	55	56	37	13	4	190

(資料:大門森林組合員アンケート調査 1963)

第11表 大門地区における林家の山林および林業の状況

	Foot						
保有山林規模	林家数	人 工 林 保有戸数率	人工林率	用材販売 戸数率	薪 炭 材 等 販売戸数率	林 産 物 販売戸数率	1戸当り 販売金額
ha 0.1~0.3	32	% 59.4	41.5	%	3. 1	3.1	千円 15
0.3~0.5	25	76.0	38.1				
0.5~1	28	78.6	43.6				
1~3	58	91.4	39.2	5.2	12.1	17.2	31
$3 \sim 5$	34	100.0	30.5	20.6	8.8	26.5	47
5 ~ 10	40	97.5	31.0	35.0	17.5	37.5	81
10~20	9	100.0	34.0	44.4	55.5	77.8	117
20~30	1	100.0	47.7	100.0		100.0	400
30 ~ 50	1	100.0	60.1	NATURE	100.0	100.0	200
計(平均)	228	(86.4)	(35.2)	(12.7)	(10.5)	(19.3)	(77)

(資料:1960年世界農林業センサス林家調査結果)

2 土地所有の状況

組合員の土地所有の状況を知る資料として確かなものがないので、1963年8月に行なつた 大門森林組合員アンケート調査の結果から推定することにしよう。

その結果は第10表のようであるが、やはり広大な山林を保有している林家はまた一般に比較的広い農地を耕作しており、 林野 に恵まれない者は農地にも恵まれないという 状況 にある。

「線型分析による家族経営林家の類型化について」(1964) において示したように、本地区において農業経営を営むとしてもあげうる所得限界は41万円であり、この場合の経営面積拡大限界は0.9haであつて、0.3haの耕地を経営している場合には農業所得を20万円以上あげることはできないのである。

このような農業所得の低さもあつて、山林の零細保有性、それに加えて資源構成の不完全さというような不利な点が多いのにもかかわらず、第11表からも知られるように、全林家の19.3% (保有山林面積 1 ha以上を考えると 30.1%、3 ha以上を考えると 38.8%、10ha 以上を考えると81.8%)が林産物販売収入を得ているのであり、組合員の林業への依存度の高さが察せられる。

3 森林組合との関係

森林組合に対して組合員がどのように結びついているかを知るために,1961年8月に宮の上部落から10林家を抽出して聞き取り調査を行なつたが、その結果のうちの森林組合との関係についての答えを要約すると次のようである。

- 1) 比較的大規模山林所有の組合員は組合の購買・林産・販売・森林造成事業などを利用することによつて組合と結びついている。そのうちには森林施業のすべてを組合に委託している組合員もあるなど、一般に組合を信頼し、組合に積極的に協力している態度がうかがわれる。
- 2) 小規模山林所有の組合員は、苗木購買以外の組合の事業をほとんど利用することがないが、森林組合に労務を提供することによつて結びついており、組合事業が活潑に行なわれて自分達の作業量が増大することを期待している。

Ⅳ 森林組合発展のための提言

以上長野県における森林組合の実態をみてみたのであるが、これらの実態から判断して、 民有林の生産力を増強し、林業従事者の所得を高めるために、活動的な森林組合に進展する に際して特に留意しなければならない点を述べてみよう。

§ 1 経営規模の拡充

森林組合がその事業を活潑に行ない、安定した経営を行なつてゆくためには、経営基盤の整備強化が必要であり、それにはまず規模の拡充がとりあげられなければならない。

長野県の森林組合合併計画の目標である市町村単位の132組合になつたとしても、なお2,000ha 未満のものが35組合程度残るのであり、合併は行政区域のみにとらわれることなく、組合の経済事業を推進するのに必要な面積を基準とし、市町村の区域を越えて流域などを単位として更に進めてゆくことが望まれる。

組合の経営基盤の強化のためには、規模の拡大のほかに森林の生産力の増強、施業の集約 化それに市場との関係の確立などを考えなければならないであろうが、現状としては経営規 模の拡充を図る必要がまず認められるのである。

§ 2 執行体制の整備

森林組合がその事業を効果的に進めてゆくためには、人的な体制が整備されなければならない。

1 組合役員

集団が集団としての能力を発揮するもしないも指導者ひとつだとは、よくいわれることであり、それに関連して森林組合が不振なのは、その指導者としての役員に人を得ていないからだと指摘される場合が多い。

一般に森林組合の役員は部落有林などの関係もあつて、また農村における社会構造からも、地区代表的な性格をもつて部落から選ばれ、また森林組合の経営不振に原因して報酬が無償であるかまたは極端に低いために名誉職的に考えられ、それが政治的足場に利用されて適任者というよりも有力者から選ばれる場合が多い。役員の定数が部落に割り当てられて役員が選出されることは農村の社会機構からみて現在のところやむを得ないであろうが、それにしても林業的な考えに基づいた部落代表であればまだしも、政治的な立場からの部落代表であることもしばしばみられ、このような場合には当然森林組合活動についての意識も低く、森林組合を経営する能力に欠ける人が役員になる可能性は大きい。

このような事実から前述の指摘が生じたのであろうが、その他に政治的な摩擦を避けるためや経済上などの理由によつて、町村長・収入役などの公職についている人に森林組合長や常任理事などを兼ねさせている場合がみられる。このような兼務者にあつては本職が多忙なために、たとえ有能な適任者であつても、森林組合における職務の遂行が充分に行なえず、森林組合の事業も停滞せざるを得なくなつている場合もある。

更に悪い場合には、森林組合が常勤の理事をもつていない。このような直接的な指導者を 欠く場合は、やはり積極的に活動しているとは考えられず、ただ名目的にのみ存在している ような森林組合であるとしか考えられない。

したがつて指導者としての役員に人を得るためには

- 1) 組合が経済力をつけて常任の理事をおけるようにすること
- 2) その理事は兼務者でなくて専任者であること
- 3) 組合員が適任者を選出すること

などが必要であり、更に具体的に適任者とは各組合員に安定感と信頼感とを持たせることのできる人であり、また他の言葉でいうと、国民経済の発展段階と産業一般の進歩の速度に対応して広い見通しを持ち、一貫した方針を示して林業経営と組合運営とをやつてゆく熱意と能力を持ち、いろいろの点で組合員から信頼され、各組合員に成員意識を持たせる人なのである。そのような人を選ぶことによつてはじめて、他の産業の進歩に対応できるように森林組合が運営されるであろう。

2 組合職員

組合業務を行なう職員としては、特に技術職員としては、各分野における豊富な専門知識を持つと同時に、常に組合員と接してそれを普及する情熱と指導する能力とが必要であり、

また組合指導者としての役員に適切な助言を与えることのできる人が、適した人であるといえよう。しかし最近の社会情勢にあつて、生活を享楽できない山村に留まり、低報酬で身分の保障もないような職場に勤めるような希望者はほとんどなく、すぐれた森林組合技術員を得難いことは、森林組合にとつて悲しむべき事柄である。

といつても職員が不要なわけでなく、積極的に組合事業を進めるためには、専従の職員が、特にすぐれた技術員がぜひとも必要であり、そうでなくては組合の振興は望めないのであるから、経済力を高めて専従職員をおくべきである。現在、経済的に余裕のない組合にあっては、専従職員をおきたくてもおけず、それが組合の不振に大きく輪をかける原因にもなっている。

§ 3 事業の推進

1 指導事業

個別の森林所有者に対して統制を行なうのではなくて、経済的に有利な林業を営めるように指導し、組合員に組合意識を持たせるように指導することによつて、林業技術が高まり、森林状態が良くなるとともに、組合と組合員との結びつきも強くなつて、組合の諸事業も進展するであろう。協同組織としての組合の運営には、組合と組合員との結びつきが最も大切であり、これは指導事業によつてのみなしうることなのである。

しかし一般に組合員の林業経営意識や協同意識があまりにも低調であるために,指導事業の賦課金を割り当てても集まらず,経済基盤の弱少な組合では経費の点から実行できない状態にあるので,国や県における普及事業とのつながりにおいて進めてゆくことが望まれる。

2 種苗生產事業

最近の労働力の不足に伴う労賃の高騰のために、 雇傭労働 によつて苗木を 生産 することは、経済的に不利であり、自家労働においてのみ成り立つといわれているが、

- 1) 土地の環境に適した郷土産の優良な苗木を組合員の都合のよい時に配布できる
- 2) 輸送による苗木の損傷が少なく、元気な状態で植栽できるなどの理由によつて、苗木使用者である組合員の利益になることであるから、組合としてはなるべく行なつた方がよいだろう。

3 購買事業

苗木の購買事業は系統組織の購買苗木使用の造林地についてのみ造林補助金交付の対象とする方策によつて、組合員はこのルートによつたものを購買するという現状であり、組合は手数料をとつて組合運営上の収入源としているだけに今後も続けられよう。

一般に小面積的にその所有山林が散在している私有林の現状において,大規模所有者層はもちろんその利用回数も多いのであるが,小規模所有者層としても組合と関係をもつのも,この苗木購買事業ぐらいしかないので,この意味からは重要なものとして考えなければならないが,苗木の購買は造林者を対象としてのみ行なわれ生産の長期性をその特徴とする林業にあつては,造林の機会も比較的少なく,組合員の利用度も小さいといわざるを得ない。

4 林産・販売・加工製造事業

森林所有者はその林産物を販売しなければならないが、そこにこそ森林組合が協同組合としての機能を発揮しうる可能性がある。すなわち森林所有者が個々に林産物を販売するよりも、組合を利用してまとめて販売する方が経済的に有利であり、そしてこれのみが零細企業

である林業家の大企業に対抗しうる手段なのだからである。

- 1) 大量取引による費用の節減
- 2) 優秀な技術・設備
- 3) すぐれた経営管理

というような組合の利点も、相当大規模な経営でなければ発揮できないのであるから、このような有利性を展開できるまでの事業規模に拡大することが望まれる。

事業規模を拡大するには

- 1) 地区面積を拡大して組合員数ならびにその保有山林面積を増加させる
- 2) 地区内の素材生産の大半を組合が取り扱うようにする
- 3) 土地生産力を増大させて年素材生産量を増加させる
- 4) 作業の合理化を行なつて経費を減少させる

ことなどが考えられるが, これには組合員による組合に対する信頼度を高めるとともに, 林 業技術を高め, 組合も充分な資本装備をすることが必要である。

また規模の拡大とともに他の森林組合とのつながりを密に保つて, 共販組織を強化させる ことも必要である。

5 施業受託事業

民有林の生産力向上のために、森林状態を良くするには、林業に無関心な森林所有者や労務・資金などの面で経営困難な森林所有者に林業経営を任しておくよりも、組合が委託を受けて合理的に森林を経営した方が良く、これによつて森林所有者と同時に森林組合とが経済的に潤おい、また国民経済的にも有利になるのであるから、今後は進んで行なわれるべきであろう。

§ 4 林業労働者の安定的確保

下刈りなどの作業のピーク時点では作業量があり余るのに,反対に全く労働者があり余る 季節もあるというような季節による就労の不安定さが,林業労働の嫌われる大きな理由となって,一般に林業労働者が減少する傾向を示している。

林業労働者を確保するためには、年間を通じて恒常的に就労できるように状況を改善しなければならないのであり、そのためには経営計画・施業計画に基づいた年間労働計画がたてられる必要がある。現在このようなことが行なわれているのは、国有林・公有林の一部・会社有林であつてそこではほぼ恒常的な賃労働者が存在しているが、零細経営の支配している一般民有林の場合にはまず行なわれていない。一般民有林での労働者を確保するにも、やはり一貫した労働計画を持つ必要があるが、このような計画をたてうるものとして森林組合に期待されるところが大きい。現在、森林組合としてもこのような計画を容易にはたてられないであろうが、経営委託される山林面積が増大すれば、これを基礎とすることによつてこの計画化も比較的たやすくなるであろう。森林組合は労働者に対しては労働量の安定的増大のために努力しなければならないし、他方森林所有者のためには労働生産性を高めて経費の軽減をはかる必要が生じてくるであろう。このようになれば、森林組合はしだいに企業的存在になつてゆくであろうし、それとともに林業労働者も兼業の状態から専業へと進んでゆくであろう。そして労働者の組織もしだいに強固なものになるであろうし、また労働生産性向上の面から林業労働の機械化が促進されようから、森林組合は今後の民有林業の機械化の担い手

としても期待されるのである。

結 言

森林組合が協同組織である以上、組合員との経済的な結びつきが重要であることはいうまでもあるまい。しかし大半の組合員が零細な山林所有者であり、森林組合によつて経済的な利益を受けることが少ない現在、組合員の自発的な経済的協力によつて組合事業が発展することはまず期待できないのである。

したがつて森林組合が進展するためには、協同組織のままで留まるよりも、資本として機能しなければならないという矛盾が生じてくるのである。

本報告もこのような矛盾を含んだまま,民有林の生産力を増大させる担い手としての森林 組合の進み方を示したのである。森林組合振興の道はなお嶮しいが,民有林を良くするため にはぜひ必要であるだけに,ここにあえて報告した次第である。

要約

長野県には1962年4月1日現在, 188の森林組合があるが,それらは必ずしも活潑な活動を行なつていない。そのうちで大門森林組合はすぐれた成績をあげている優良組合であり,その実態を調査した結果から森林組合のあり方を推論すると次のようである。

- 1) 森林組合がその事業を活潑に行ない、安定した経営を行なつてゆくためには、経営基盤の強化が必要であり、それにはまず規模の拡充が望まれる。
- 2) 森林組合がその事業を効果的に進めてゆくためには、人的な体制が整備されなければならない。
- 3) 組合と組合員との結びつきを固めるために指導事業が必要である。
- 4) 販売事業における協同組合としての有利性を発揮するためには、事業規模の拡大ととも に他の森林組合との連けいを密にする必要がある。
- 5) 民有林の生産力向上のためにも、森林組合が労務・資金の点で経営困難な組合員の森林 経営や森林施業の委託を受けることが望まれる。
- 6) 地区内林業の進展のためにも、森林組合が林業労働者を組織して地区内の林業労働に従事させるようにすることが望まれる。
- 7) その結果として、森林組合が森林作業の機械化の中核として機能することが 期待 される。

参考文献および資料

- 1) 江畑奈良男; 森林組合の分析 I 林試報告 (121) 1960
- 2) 島田錦蔵; 森林組合論 1941
- 3) 島田錦蔵; 誰がために組合はある 森林計画研究会報(3) 1952
- 4) 鈴木圭麿; 森林組合の性格からみた一考察 森林計画研究会報(48) 1957
- 5) 西日本林業経済研究会; シンポジウム要約 林業経済 (194) 1964
- 6) 大門森林組合; 昭和35年度業務報告書 1961
- 7) 大門財産区; 大門財産区有林経営計画書 1958
- 8) 長野県林務部;長野県林業の現況と将来 1961
- 9) 農林省統計調査部; 1960年世界農林業センサス林業調査報告書 1964
- 10) 林野庁森林組合課; 昭和34年度森林組合統計 1961

Studies on Forest Owner's Associations in Nagano Prefecture

— The Actual State of Daimon Forest Owner's Association—

By Satoshi Sugahara

Laboratory of Forest Management, Fac. Agric., Shinshu Univ.

Summary

In Nagano prefecture, there were 188 forest owner's associations in April 1962. The activity of these associations is not always brisk, but Daimon Forest Owner's Association shows lively activity and belongs to the most superior association in Nagano prefecture.

In this treatise, we tried to point out the desirable state of forest owner's association, taking consideration of the actual state of Daimon Forest Owner's Association.

In the first part of this report, we explained the outlooks of forest owner's associations in Nagano prefecture. In the second part, we explained the general situations of natural and economical conditions, and outlooks of the forest and the forestry. And then we explained the actual state of Daimon Forest Owner's Association. In the last part, we tried to point out the desirable state of forest owner's association. These may be summarily illustrated as follows:

- 1 Generally, the forest area in the district of a forest owner's association is too small in size to be fixed as the management basis, so it is desirable to enlarge the area of the district.
- 2 The staff of each forest owner's association must be filled up in quantity and in quality to extend the works of each forest owner's association.
- 3 In order to tie together the association and the members of the association, the staff of the association must earnestly lead the members.
- 4 To let have advantages in sale for the forest owner's associations, it is necessary to enlarge the scale and to unite every forest owner's associations.
- 5 It is desirable to be intrusted with forestry management of the members.
- 6 It is desirable that the forest owner's association may build up the organization of the forest labourers.
- 7 It is expected that the forest owner's associations act as the kernel of the mechanizing in forestry